

学校感染症に係る登園に関する意見書

(認定こども園 光の園幼稚園)

氏 名

(男 ・ 女)

平成 年 月 日生

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則に基づき療養を指示していましたが、感染の恐れが極めて少なくなったので、平成 年 月 日以降の登園が可能であると判断しました。

- 第一種感染症 () [治癒]
- 第二種感染症 インフルエンザ(A ・ B 型) [発病後5日かつ解熱後3日経過]
- 麻疹(はしか) [解熱後3日経過] 風疹(三日ばしか) [発疹消失]
- 水痘(水ぼうそう) [すべての発疹が痂皮化] 咽頭結膜炎(プール熱) [主要症状消褪後2日経過]
- 結核 [感染の恐れなし] 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染の恐れなし]
- 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) [耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が現れた後5日経過し、全身状態が良好]
- 百日咳 [特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌性物質製剤治療が終了]
- 第三種感染症 流行性角結膜炎 [感染の恐れなし] 急性出血性結膜炎 [感染の恐れなし]
- コレラ [感染の恐れなし] 細菌性赤痢 [感染の恐れなし]
- 腸チフス [感染の恐れなし] パラチフス [感染の恐れなし]
- 腸管出血性大腸菌感染症(*) * 便の培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的

◇第三種その他の感染症①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの

- ①A群溶血性連鎖球菌性咽頭炎(溶連菌感染症)
- ②アデノウイルス感染症
- ③感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)
- ④急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

★その他、個人の療養効果を重視した感染症

- マイコプラズマ感染症 / 異型肺炎 / 単純ヘルペス歯肉口内炎 / 帯状疱疹
- その他()

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような症状から [感染の恐れなし] と判断できず、現時点での登園は不適切であると判断します。

- 血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐
- 原因不明の発疹 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛
- よだれを伴う口内痛・口内炎 頑固な咳嗽 唾液腺の腫大

その他の意見

平成 年 月 日

医療機関名

診察医師(診察した医師に限る)